

広報

暮らし豊かに こころ輝く都市

としま

10月1日は「法の日」
法まもる心が築くよい社会

法を尊重し、法によって個人の基本的権利を擁護し、法によって社会秩序を確立する精神を高めるための日です。
 ◇詳細…東京高等検察庁
 ☎3582・5611

1280 古紙配合率80%再生紙を使用しています

平成11年
 (1999年) **9/25**

No. **1115** 発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎**3981-1111** (毎月5・15・25日発行)



お茶会 (目白庭園)

豊島区文化祭 文化ざんまい ふれあいの秋

豊島区文化祭は、区民の皆さんの手づくりの文化祭です。日ごろの練習の成果や作品発表の場として多くの方に親しまれています。皆さんもそれぞれの会場で数々の文化とのふれあいを楽しんでみませんか。

◇詳細…各社会教育会館・青年館の催しは各館、区民センターほかでの催しはコミュニティ振興公社 ☎3590-7118

※「費用」、「申込み」の表示のない催しは、費用無料、申込み不要です。

※「費用」のある催しは、当日お持ちください(前売りを除く)。

青年館自主グループ合同展示発表会「つとい」 10月16・17日 青年館 池袋2-35-5 ☎3986-6740	
16日(土)	午前11時～午後3時 お茶席(宗廟流/微笑会)(抹茶のみ)
17日(日)	
16日 午前10時～午後5時、17日 午前10時～午後4時	展示/絵画・手工芸・写真・盆栽ほか、発表/ハンドベル・話し方・フラダンスほか

中山道待夢まつり 10月16・17日 巣鴨社会教育会館 巣鴨4-15-11 ☎3576-2637	
16日(土) 午前11時～午後1時	16ミリアン大会
17日(日) 午前10時30分～午後4時	ちぎり絵体験教室/野点
16・17日 午前10時～午後4時	展示/書道・絵画・手工芸・俳句・短歌、易ほか、発表/コーラス・フラダンス・オカリナ・ハーモニカ演奏ほか

みなみおおつか文化祭 10月15～17日 南大塚社会教育会館 南大塚2-36-1 ☎3946-4301	
15日(金) 午後1時～	民謡・歌謡グループによる福地抽選会
16日(土) 午前10時～午後3時	お茶席(表千家)(菓子付き) 費用…200円
17日(日) 午前10時～午後3時	お茶席(表千家)(菓子付き) 費用…200円
午前11時～	園芸相談会(雨天中止)
15・16・17日 午前10時～午後4時30分	展示/絵画・書道・華道・手工芸ほか、発表/コーラス・舞踊・カラオケほか

駒込文化まつり 10月22～24日 駒込社会教育会館 駒込2-2-2 ☎3940-2400	
22日(金) 午後1時～5時	お茶席(菓子付き) 費用…300円◆前売り…9月25日～10月21日まで窓口で販売。
午後2時～3時	ストレッチリズムトレーニング◆申込み…窓口または電話予約。先着順(定員15名)
午後2時～4時	パッチワーク手芸 費用…100円◆申込み…窓口または電話予約。先着順(定員25名)
23日(土) 午後1時～5時	お茶席(菓子付き) 費用…300円◆前売り…9月25日～10月21日まで窓口で販売。
午後1時～4時	俳句風給手紙 申込み…窓口または電話予約。先着順(定員30名)
24日(日) 午後1時～5時	お茶席(煎茶・菓子付き) 費用…200円◆前売り…9月25日～10月21日まで窓口で販売。
午後2時～4時	七五三歳付け 申込み…窓口または電話予約。先着順(親子10組)
午後1時～4時	山の幸染め 費用…300円◆申込み…窓口または電話で予約。先着順(定員50名)
22日 午後1時～5時、23日 午前10時～午後5時、24日 午前10時～午後4時	展示/書道・絵画・生け花・俳句・手工芸ほか、発表/コーラス・朗読・社交ダンス・カラオケほか

あゆみ展 10月23・24日 千早社会教育会館 千早2-35-12 ☎3974-1335	
23日(土) 午前10時～10時30分	開会式・民俗大道芸
午前11時～午後3時	お茶席(菓子付き) 費用…300円
午後1時～3時30分	給手紙体験教室
午後3時30分～4時	人形劇
24日(日) 午前11時～午後3時	お茶席(菓子付き) 費用…300円
午後1時30分～3時	チャリティバザー
午後4時～4時30分	閉会式・豊島区吹奏楽団演奏
23日 午前10時～午後4時、24日 午前10時～午後4時30分	展示/絵画・書道・水墨画・刺し子ほか、発表/ジュニアオーケストラ・コーラスほか

ちとせ橋文化祭 10月10・11日 雑司が谷社会教育会館 雑司が谷3-1-7 ☎3590-1253	
10日(祝) 午前11時～午後3時	お茶席(菓子付き) 費用…300円◆前売り…9月25日～当日まで窓口で販売。
正午～午後2時	押し花体験教室 費用…材料費キーホルダー300円、はがき100円◆申込み…窓口または電話で予約。先着順(定員40名)
※雑司が谷体育館の施設無料開放等 当日「体育の日」は、施設無料開放やビームラフ体験教室を行います。 詳しくは、「広報としま」10月5日号でお知らせします。◇問い合わせ…雑司が谷体育館 ☎3590-1252	
11日(休) 午前9時30分～11時30分	木工体験教室 費用…材料費ミニラック1,000円◆申込み…窓口または電話で予約。先着順(定員20名)
午前11時～午後3時	お茶席(菓子付き) 費用…300円◆前売り…9月25日～当日まで窓口で販売。
10日 午前10時30分～午後5時、11日 午前9時～午後4時30分	展示/絵画・書道・水墨画・俳句・ペン字・木版印刷ほか、発表/邦楽・吹奏楽・カラオケ・日本舞踊ほか



豊島区文化祭 コーラス大会

結核！緊急事態宣言

結核予防はひとり、ひとりの注意から

本年7月、厚生省は結核緊急事態を宣言しました。結核は過去の病気ではありません。平成9年には、これまで減少が続いていた新規結核患者数が38年ぶりに増加しました。約1万2千人の新規患者のうち、約2千人の人が亡くなり、今後も引き続き増加していくおそれがあります。さらに近年、多発する老人関係施設等における結核集団感染、高齢者の結核患者の増加、薬が効

かない多剤耐性結核の問題等、緊急かつ重要な問題が出現してきています。区では保健所を中心に関係団体と協力して対策を進めています。区民の皆さんも、結核に関する正しい知識を身につけ、年一回は健康診断を積極的に受け、また咳の症状が続く場合には、医療機関を受診しましょう。

◇詳細…池袋保健所 ☎3987・4172、長崎保健所 ☎3957・1191

催し物	日 時	会 場	内 容	申込み・費用等
お茶会	10月2日(土)・3日(日) 午前10時～午後3時 (受付は午後2時まで)	目白庭園	豊島華文連誼会によるお茶会	◇費用…茶券1,000円。としまコミュニティチケットセンターで販売 ◇詳細…当センター ☎3590-5321
吟剣詩舞大会	10月10日(祝) 午前9時30分開演 (30分前開場)	区民センター 6階文化ホール		
器楽演奏会	10月11日(休) 午前11時30分開演 (30分前開場)			
コーラス大会	10月17日(日) 正午開演 (30分前開場)	豊島公会堂	区内自主グループによる発表	直接会場へ
民謡大会	10月24日(日) 午前10時開演 (30分前開場)			
珠算コンクール	11月23日(祝) 午前9時30分から	区民センター 会議室	コンクール形式によるレベル別殊算の腕だめし	詳しくは「広報としま」10月15日号でお知らせします
区民作品展	11月27日(土)～30日(火) 午前10時～午後7時 (27日は午後1時から、30日は午後3時まで)	東京芸術劇場5階 展示ギャラリー	アマチュアの方による作品展示 (書道・日本・水墨・油絵・水彩・洋画・ちぎり絵・彫刻・陶芸・写真・短歌・俳句・版画・手芸ほか)	◇出品作品募集…10月8日までに80円切手を同封し、住所・氏名・電話・作品の種類・題名を記入し「〒170-0013 東池袋1-20-10 豊島区コミュニティ振興公社区民作品展係」へお申し込みください。 ◇詳細…当公社 ☎3590-7118

福祉の窓口から

日常生活に困ったときに
生存権が憲法で保障されています

生活保護制度とは
すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、生存権が憲法で保障されています。このために日常生活の最後よりどころとして生活保護制度があります。

生活保護制度が適用されるのは、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす場合です。生活保護を受けるのは、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす場合です。

生活保護を受けるには、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす必要があります。生活保護を受けるには、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす必要があります。

生活保護を受けるには、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす必要があります。生活保護を受けるには、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす必要があります。

生活保護を受けるには、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす必要があります。生活保護を受けるには、生活保護法に規定する生活保護の要件を満たす必要があります。

最低生活費と収入との比較

最低生活費	収入	生活保護
収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ生活保護が受けられます。		

最低生活費	収入	生活保護
収入が最低生活費を上回るため、生活保護が受けられません。		

※いずれの場合も、相談された内容については、守秘義務があります。安心してご相談ください。

◇詳細：生活福祉課
内線 275557

豊島区制作番組
「こちら豊島区役所です！」
としまテレビ CATV
●5チャンネル●
10月の主な番組案内
毎日午前9時・午後0時30分・6時・9時30分（1日4回、30分放送）
詳細・映像伝真 ☎3981-4170

- 区政レポート（1～31日）
「元氣！やる気！勇気！～高野区政スタート6カ月～」広報課から高野区長誕生から6カ月。「顔の見える区政」、「元氣で明るい区政」を目指し区長を先頭に区職員も一丸となって区民サービス向上に努めています。区長就任6カ月のこれまでの新たな取組み、「1日区長室」や「ホットはつと区民集會」などの模様、さらに区長のインタビューを交えて紹介します。
- 3分間なるほどファイル（1～31日）
子育て講座 ④乳幼児の応急手当
- としま区スペシャル（1～15日）
「つくろう！みんなの庭～としま・地域のまちづくり～」
（16～31日）区政レポートアンコール
「地域を見よう！外国を知ろう！～特色ある学校づくり～」指導室から「見て！来て！探検！豊島清掃工場」清掃移管担当課から
- としまミニニュース&ひとこと情報

としまテレビ 制作番組
◇詳細：豊島ケーブルネットワーク ☎0120-59-5144（フリーダイヤル）
特選としま 開局2周年記念特番
10月30日・17時30分
「豊島の文化人」
豊島区ゆかりの文化人とその小伝をお送りします。
第1回目は「江戸川乱歩と西池袋」をご紹介します。

10月 保健所カレンダー

事業名	池袋保健所 ☎3987-4172・4	長崎保健所 ☎3957-1191
乳児健康診査 〈4カ月児〉	5・19日（火） 午後1時～2時	12・26日（火） 午後1時30分～2時30分
ツバルフリン反動検査 〈4歳未満の方〉	7・21日（木） 午後1時～2時	14・28日（木） 午後1時30分～2時30分
結核予防接種（BCG） 〈4歳未満の方〉	1・8日（金） 午前9時～10時	28日（木） 午前9時～10時
1歳6カ月児健康診査	12・26日（火） 午後1時～2時	21日（木） 午後1時～2時
3歳児健康診査	15日（金） 午前9時～10時	
療育相談（予約制）	7・14・21・28日（木） 午前9時～10時30分	5・12・19・26日（火） 午前9時～10時30分
一般健康相談（予約制） 〈健康診断日〉	個人25日（月） 企業は別日程 午前9時～10時30分	4・25日（月）企業・個人 午前9時～10時30分
一般健康相談 〈健康診断結果・診断書交付〉	13・27日（水） 午後1時～2時30分	4日（月）午後7時～3時 2日（水）午後1時30分～2時30分
生活習慣（成人）病相談	20日（水） 午後1時30分～2時30分	7日（木） 午後1時30分～2時30分
成人歯科相談	18日（月） 午後1時～2時	15日（金） 午後1時～2時30分
精神保健福祉相談 （予約制）	1・8・15・22日（金） 午後1時～3時30分	
機能訓練	14・28日（木） 午後1時30分～ 〈事前に相談ください〉	4・18・25日（月） 午前10時～11時30分
母親学級（予約制）	6・20日（水） 午後1時～2時30分	20日（水） 午後1時30分～2時30分
健康体操教室（登録制）	毎週月・水・金曜日 〈事前に相談ください〉	毎週月・水・金曜日 〈事前に相談ください〉
エイズ電話相談	午前9時～正午、午後1時～5時	

母子健康相談 10月の日程

池袋保健所担当	5日（火）	池袋第一児童館	午前10時15分～10時45分
	12日（火）	池袋本町児童館	
	15日（金）	南大塚児童館	午前9時30分～10時30分
	18日（月）	池袋第一児童館	
	19日（火）	西池袋児童館	午後1時30分～2時30分
	22日（金）	第十出張所	午前9時30分～10時30分
	4日（月）	高田児童館	午後1時30分～2時30分
	6日（水）	上池袋第一児童館	
	20日（水）	要町第一児童館	午後1時30分～2時30分
	21日（木）	要町第二児童館	午前9時30分～10時30分
	25日（月）	長崎保健所	午後1時30分～2時30分

ことぶきの家
出張健康教室

- ①西池袋ことぶきの家
10月6日（月）午後1時30分
3時～5時
②上池袋ことぶきの家
10月16日（水）午後1時30分
3時～5時
③内容：栄養のお話と料理
④対象：高齢者および家族の方
⑤費用：無料
⑥申込：当門直
⑦詳細：当保健所栄養士 ☎3987-4174

日時	会場	受付時間
10月12日	池袋本町児童館	午前10時15分～10時45分
18日	第十出張所	午後1時30分～2時30分
19日	高田児童館	午前9時30分～10時30分
22日	上池袋第一児童館	9時30分～10時30分
11月2日	要町第一児童館	10時15分～10時45分
9日	南大塚児童館	9時30分～10時30分
15日	西池袋児童館	9時30分～10時30分
19日	池袋第一児童館	9時30分～10時30分



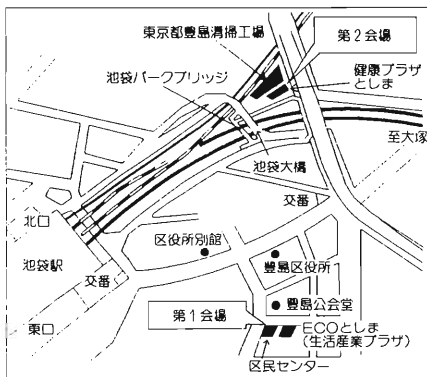
私たちの生活は、水道水の供給に大きく依存しています。水道水の供給には、水道本管から直接供給される「直結水」と、一度建物内のタンクにためてから給水される「タンク水方式」とがあります。3階建て以上の建物の多くは、タンク水方式で、建物所有者または管理者が適正に自主管理しなければなりません。タンクの水質は管理状況によっても悪化します。タンク内では、さびや水垢などの汚れがたまりやすくなります。また、タンクのひび割れやマンホールの破損で、異物や汚水の混入事故が発生します。このような事態にならないよう、建物所有者等は、設備管理を計画的に行う必要があります。①タンク内外の点検（毎月1回）異物混入、タンクやポンプ類の異常、マンホールの施錠、オ

10月22日（日）正午～午後6時
23日（月）午前10時～午後4時
区民センター1階総合展示場
①内容：薬に関する情報や相談、子どもの事故予防、介護用品の展示や介護保険制度に関する相談など。②主催：豊島区、池袋薬業利会
③詳細：国民健康保険課管理係 ☎3981-1923

第14回健康展
10月22・23日

ビルやマンションなどの
飲用水の
衛生管理に
気をつけましょう

- ①バーブロー管の防虫網の有無を自主点検
②タンク内部の清掃（毎年1回）専門の清掃業者に委託（作業報告書で内容を確認）
③水質検査（毎年1回）簡易10項目の検査を委託
④残留塩素濃度測定（毎月1回）浄水場で注入された塩素消毒剤が末端蛇口で0.1mg/L以上検出されたことを自主測定
⑤水の外観チェック（毎日1回）色、濁り、臭い、味の異常の有無を自主確認
⑥設備管理記録、図面類の保管※なお、タンクの有効容量が10㎡を超える「簡易専用水道」に該当する施設は、さらに厚生大臣指定検査機関による検査が義務付けられています。
汚染事故が発生し、タンク内への汚水混入等で健康被害のおそれがある場合は、直ちに保健所に連絡して、その指示に従ってください。



第8回 豊島区リサイクルフェア

～同時開催 環境展'99～

10月9日(土) 午前10時～午後3時

第1会場 区民センター・ECOとしま (生活産業プラザ)

第2会場 東京都豊島清掃工場・健康プラザとしま

区民センター 東池袋1-20-10	
第1会場	パネル展示、再生品展示、資源回収(びん、缶、トレー、ペットボトル、牛乳パック、乾電池、使用済みプリンカード)
	環境展'99「あなたが主役、やさしい環境」 ●ストップ地球温暖化! ストップ森林伐採! ●プラスチック鑑定団 ●パソコンで見る豊島の環境
	リサイクルルームの紹介、衣服等のあっせん
	グリーン・コンシューマー(注)に関する展示
	リサイクルで国際協力
	区施設から回収した生ごみで作ったリサイクル肥料「豊有機」等のあっせん
	リサイクル手芸、エコ川柳(ご来場の方も作句できます)
4階	バザー(午後2時まで、売り切れ次第終了)
ECOとしま 東池袋1-20-15	
地下1階	大型品リサイクルひろば(常設)

地球環境にやさしい社会を築くため、区は「リサイクル都市としま」を目指しています。

リサイクルフェア・環境展は、皆さんの暮らしとリサイクルやごみ、環境との関わりについて、楽しみながら考えていただくイベントです。

今年は、区民センターと東京都豊島清掃工場の2か所の会場で様々な催しを用意しています。

皆さんのご来場をお待ちしています。

※車での来場はご遠慮ください。

◆詳細…

「リサイクルフェア」はリサイクル事業課 ☎3981-1602

「環境展」は環境保全課 ☎3981-2690

東京都豊島清掃工場の催しは ☎3910-5300

(注) 環境を考へて消費行動をとる消費者のこと。



東京都豊島清掃工場 上池袋2-5-1 (健康プラザとしま1階が入口です)	
第2会場	豊島清掃工場の見学
	クイズで知ろう私たちのごみ
	パネル展示、再生品展示
屋外	清掃車&めぐりんと記念写真! ◆定員…子ども先着300名
	苗木の無料配付 ◆引換券配付…午前10時から◆苗木の引換…午前11時～午後1時 植木のせん定・講習
健康プラザとしま 上池袋2-5-1	
1階	ごみの中からこんなもの展 ◆申込み…午前10時～午後1時◆抽選…午後1時30分



入会希望する方は、事業所名、所在地、従業員数、担当者名、電話番号を電話でお知らせください。事業所あてにパンフレット、入会申込書をお送りします。

※従業員の方が電話される場合は、事前に事業所とご相談ください。

※申込書の内容を確認するため、申込み後、すぐには入会できませんのでご了承ください。

入会手続

入会金・会費
◆入会金…1人100円
◆会費…月額1人100円
※入会金・会費は本制度の趣旨から事業主の方が負担願います。
※入会金・会費は福利厚生費(損金・必要経費)として処理できます。

入会できる方
区内の事業所や商店など従業員数300名以下の中小企業で働く従業員と事業主(健康な方)
※事業所全員で一括入会となります。
※従業員・事業主の一部の方のみ入会はできません。

入会金・会費
◆入会金…1人100円
◆会費…月額1人100円
※入会金・会費は本制度の趣旨から事業主の方が負担願います。
※入会金・会費は福利厚生費(損金・必要経費)として処理できます。

事業内容

給付事業…会員とその家族にお祝事やご不幸があった場合に慶弔見舞金を支給	健康維持促進事業…健康に関する情報提供や施設の利用補助・割引あつせん等
結婚祝金 20,000円 金婚祝金 10,000円 銀婚祝金 5,000円 出生祝金 5,000円 入学祝金 5,000円 義務教育終了祝金 5,000円 成人祝金 5,000円 死亡弔慰金 10,000～300,000円 入院見舞金 10,000～30,000円 障害見舞金 30,000～300,000円 住宅災害見舞金 20,000～100,000円	●人間ドック4カ所(望病院・平塚腎臓クリニック・安康メディカルセンター・芙蓉診療所) ●薬局2カ所(和泉の湯・健寿の里)・ラドンセンター5カ所 ●フィットネスクラブ2カ所(エグザス・ノーチラスクラブ) ●カウンセリングルーム(《社》日本産業カウンセラー協会) 無料利用
	財形形成・融資あつせん事業…財形形成に関する情報提供・各種融資制度のあつせん等 ●年金住宅融資(《社》関東年金福祉協会) 利用の際の特典 ●東京労働金庫の各種ローン(小口ローン等)のあつせん
自己啓発・余暇活動事業…自己啓発・余暇活動に関する情報・機会の提供、レクリエーション、各種チケットのあつせん等	
●各種講座・講演会の開催(パソコン、料理講座等各種教養講座ほか) ●自己啓発・余暇活動に利用できる割引契約施設等 池袋コミュニティカレッジ、割引宿泊施設、夏季保養施設、丸井ほか買物指定店、レンタカー、東京ディズニーランド利用補助券、フリーパス(豊島園、後樂園、西武園)、遊園施設利用補助ほか ●レクリエーション事業(日帰りツアー、宿泊ツアーほか) ●各種チケットの割引あつせん等(観劇、コンサート、各種展覧会、スポーツ観戦、高速道路回数通行券ほか)	

加入事業所 随時募集中

フレンズとしま
中小企業で働く方のための
福利厚生制度です



悪質商法に気をつけて

10月は消費者月間です

ドアを開ければ、にこやかなセールスマン、受話器をとると「いいお話があります」と親切そうな声。こんな経験はありませんか。

悪質業者は、一見親切で、決して人をだますようには見えません。「言葉巧みに一人暮らしのお年寄りや、若者をねらう悪質商法による被害は、一向に減る気配がなく、消費者が考えもつ

かない手口が次々と登場しています。マルチ商法、SF（催眠）商法、内職商法、アポイントメント商法、開運（霊感）商法、キャッチセールスなど。

このような消費者トラブルを未然に防ぐためには、私たち自身が「自分の生活は自分で守る」という心構えをもった賢い消費者になることが必要です。そのためには、日々から、い

ろいろな消費者問題を他人任せせず、家庭や地域で話題にしていくことが大切です。

そして、万が一トラブルに遭ったときや、不安や疑問を感じたときは、区の消費生活センターにご相談ください。

◆詳細：消費者相談係 ☎599 2・7016

被害を未然に防止するために、区内在住、在勤の方を対象に、悪質な手口を消費生活相談員が分かりやすくお話しします。

出張講座
「あなたをねらう
悪質商法」

開催場所	日時
池袋本町ことぶきの家 池袋本町3-9-4 ☎3986-0041	9月29日（水） 午後1時30分～2時30分
池袋ことぶきの家 池袋2-24-17 ☎3982-9658	10月5日（火） 午後1時30分～2時30分
西池袋ことぶきの家 西池袋2-37-4 ☎3980-0088	13日（水） 午後1時30分～2時30分
長崎ことぶきの家 長崎2-27-18 ☎3554-4411	19日（火） 午後1時30分～2時30分
駒込ことぶきの家 駒込2-2-4 ☎3917-9818	27日（水） 午後2時～3時
南大塚ことぶきの家 南大塚2-36-1 ☎5976-4399	11月9日（火） 午前11時15分～11時45分
西巣鴨ことぶきの家 西巣鴨2-35-3 ☎3918-4197	19日（金） 午後2時10分～2時30分

悪質セールスマン口説き方あれこれ あなたはどのタイプ？

悪質セールスマンは、相手のタイプに合わせて口説きます。あなたのタイプを自己判断して悪質商法から生活を守りましょう。

こんなタイプの方には

こんな口説き方で

不買型

お金がない
家族が反対する

■「クレジットでも手に入ります」
「みんなが持っている」と勧めます
■家族をほめて、なお根気よく説明します

合理化型

必要ない
高い
ぜいたく品だ

■ほしい気持ちを抑えているのでしゃべらせてからチャンスをお見ます
■持っていることがなぜ良いのか説明します

強気型

訪問販売に反感をもっている
勧められるままには買わない

■共感の相づちを忘れません
■誠意を見せて信用させます

意志薄弱型

何となく決まらない
自分の判断に自信がない

■意志が弱く、被害者意識をもっているので自信をもたせま
■今持っているものをほめます
■強い語調で説得します

疑心暗鬼型

もっと良いものがある
商品説明を疑っている

■商品テスト結果を示します
■「科学的に立証する」と目の前で試して見せます

悪質 セールスマン 撃退の心得

- 「何の用？」 しっかり聞こう身と用件
- おかしい、と思ったときはドア開める
- 「絶対もうかります」そんな言葉に「用心」
- あやしい、人のフットコ口出し、はつきり言う
- 勇気を出し、はっきり言う「いいりません」
- こわい、しつこいそんな相手は「110番」
- 迷ったら、一人で悩まず、まず相談
- 約束、信じて契約トラブルのもと
- 契約はしてもお金は後払い
- あなた自身です 自分の財産守るのは



通信販売のトラブル増加！ 前払いは慎重に

情報化時代を反映し、通信販売の需要が高まっています。しかし、販売業者の一方的な情報だけで契約するため、様々なトラブルが発生する可能性があります。最近、次のような相談が口立ちます。

〈事例1〉
外国の記念コインを1年半前に前払いで買った。品物がないので返金すると言いがら、実行されない。何回も催促しているが、返す返すと言いつつ引き延ばされ、そのうち連絡がとれなくなりました。

〈事例2〉
前払いで注文。届いた花火の種類が違い、届かない品もある。未着分の返金を求めているが、話が進まない。

通信販売は訪問販売法で規制されていますが、クーリング・オフの規定は適用されません。広告やカタログ等で、返金品ができるか、返金費用の負担は誰がするのか、また商品の引渡し時期、代金の支払い時期および方法を、必ず確認しましょう。

商品到着前に代金を支払う「前払式通信販売」は商品が届かず販売業者と連絡がとれない場合、代金を取り戻すのは大変困難です。支払方法として前払いしか選択できないものに限り、十分な注意が必要で、また、インターネット上で商品やサービスを提供する「仮想店舗」でも似た相談がみられます。業界団体の日本通信販売協会は仮想店舗に優良業者の目安となる「オンラインマーク」を試験的に表示しています。

クーリング・オフによる解約書面の書き方(例)

私は、年、月、日付で貴社の「**（商品名）**」の購入契約をしましたが、解約をします。

支払済の（ ）内を直ちに返金してください。商品は早く引き取ってください。

（年、月、日）

契約解除通知

住所
代表者 殿
氏名フリガナ
電話番号



困ったときはすぐ相談を//
トラブルの解決は早いほど有利です。

相談専用 ☎3984-5515

受付時間 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
(土、日、祝日、年末年始は休みです)

消費生活センター
〒170-0013 豊島区東池袋1-20-15

しまった！と思ったら クーリング・オフ

訪問販売やキャッチセールスなどで「いい話のような気がして」「断れなくて」購入申込みをしてしまったけれど「やっぱり要らない」「高すぎる」ときは

- ①クーリング・オフの説明がある書面(申込書や契約書など)を受け取った日から8日以内に……
- ②書面で契約解除を通知(簡易書留が内容証明郵便で)すれば……



- ③無条件で解約できます。
●解約手数料は不要
●支払済の代金は全額返金
●返品費用は業者負担
- ※3,000円未満の現金取引、指定外の商品はクーリング・オフができません。

行政情報公開制度の運用状況をお知らせします

区の行政情報公開制度は、発足から11年が経ち、昨年は案件の請求等がありました。

この制度は、区が持っている情報をもとに、区政の理解を深めていただき、より良くしていくためのものです。

平成10年度行政情報公開状況は、下表のとおりです。

請求できる情報の範囲は

区長部局の各課、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、および監査委員事務局の職員が職務上作成し、または取得した文書等、意思決定手続等が終了したものが公開請求の対象となります。

ただし、公開することによ

て、個人のプライバシーを侵害

したり、行政事務の公正・円滑な執行に支障を生じる場合などは、公開できないこともあります。

請求手続は

区に関する情報は「行政情報公開コーナー」(区役所分庁舎A館1階)で知ることができま

す。区の施設に関する計画書等既に公表されているものは、その場で閲覧できます。

当コーナーに備えていない情報については、相談をお受けし、行政情報公開請求書を出していただきます。

手続の流れは、左図のとおりです。

行政に関する資料を 見たいときは

当コーナー併設の「行政資料コーナー」では、区で発行した

公開を求められた項目	請求等件数	公開件数	非公開件数
文化・教育	14	10	4
福祉・保健	163	155	8
地域経済	99	90	9
都市整備	615	610	5
その他	67	45	21
計	958	910	48

各種の行政資料をはじめ、国や東京都で発行した最新の行政資料があり、区民の皆さんが閲覧できます。

調査報告書「豊島町」(3千800円)、大田区版の「調査報告書」(2千700円)、「介護保険で何がわかるか?」「介護保険で何をやるか?」をテーマに前エッセイ10所長の佐藤洋子氏のインタビューブック「国際高齢者」に寄せて(2千円)などがあります。

住まいづくり、まちづくり協力員を募集します

1月から、都内の密集住宅市街地整備促進地区で「住まいづくり、まちづくり協力員制度」を導入しています。この制度は民間企業の知識や技術を活用して老朽木造共同住宅などを建て替える方に、きめ細かいサービスを提供していただくものです。

協力員として登録するためには、事前に講習を受けていただきます。豊島区の対象地区は、「東池袋(四・五丁目)」「東池袋(三丁目)」です。

登録講習会:10月29日(金)午後1時30分~4時30分 品川区立総合区民会館(地区講習会:11月9日(水)11時~12時)午後4時 渋谷区立鶴ヶ谷区民会館(相当の日程を確認のこと) 対象:一級建築士とい

事業者の皆さんへ 「リサイクル推進事業者」を 認定しています

区では、リサイクル・ごみ減量に積極的に取り組んでいる事業者を「リサイクル推進事業者」として認定しています。認定された事業者には認定証とステッカーを交付します。

対象事業者:次のいずれか一つ以上に該当する区内の事業者(生産・製造事業者、流通関連事業者、小売事業者、事務所・オフィス等、商店街など団体申込み可) ①環境にやさしい製品の開発・生産・流通の促進 ②リサイクル商品または環境保全型商品の積極的販売 ③資源物の店頭等での回収・協力 ④使い捨て容器など

商品の販売および使用の自衛 ⑥簡易包装の促進(資材袋の推進) ⑦資源の有効利用、再資源化 ⑧資源の推進(地域リサイクル団体活動や区のリサイクル事業への協力・支援) リサイクル・ごみ減量の積極的なPR ⑩その他各事業者の創意・工夫によるごみ減量とリサイクルの推進等の実践 ⑪認定期間:2年間 ⑫2年前に認定を受けた事業者の方も更新が必要ですので、再度申請してください。

⑬申込み・詳細:10月8日まで ⑭所定の申請書でリサイクル事業課事業係へ 3981・11602

中小商工業融資 年末特別資金を貸付けます

区内の中小企業経営者の皆さんへ、資金需要の増える年末期に年末特別資金を貸付けます。商品の仕入れ、ボーナスの支払いなどにお役立てください。

①受付期間:10月4日~11月19日(土・日、祝日を除く) ②受付時間:午後4時30分~受付場所:生活産業プラザ5階中小企業相談室 5992・7022 ③貸付金額:300万円以内 ④利率:本人負担0.2% (区負担2.1% 表面利率2.3%) ⑤資金使途:運

転資金⑥返済期間:11か月以内 (据置2か月を含む) ⑦返済方法:元金均等返済(償還)保証:必要に応じて東京信用保証協会の保証を要します。なお、貸付相当分の保証料の2分の1を区が負担します。※年内に融資が実行されない場合、区の紹介は無効となりますのでご注意ください。

⑧詳細:中小企業対策室 5992・7013

区内の 競争入札参加 希望の 業者の方へ

建設工事および物品買入れ等競争入札参加資格審査申込みの平成12年度補充分の受付を行います(すでに登録済みの業者は申込みの必要はありません)。

10月19日(土) 午後1時30分~4時 区役所本庁舎3階第4会議室(入札室) ②申請書類:東京都財務局指定用紙および豊島区指定用紙③申請書の販売および配布場所:東京都指定用紙/東京都指定用紙販売所 5381・6335 (都庁都民広場地下)で販売。豊島区指定用紙/区役所3階契約係窓口で配布。

④詳細:契約係 3981・1579

区民の交通災害共済 ご家族そろって加入しましょう

●掛金は年額2千円、千円、500円の3種類のコースから、いずれか一つのコースを選択していただきます。

●23区に住所がある方なら誰でも加入できます。

交通災害共済見舞金等級表

等級	交通災害の程度	共済見舞金額(万円)		
		500円コース	1,000円コース	2,000円コース
1	死亡または重度障害(労災1級相当の障害)	150	350	600
2	180日以上の継続入院治療を要した傷害	30	50	100
3	90日以上の継続入院治療を要した傷害	20	30	50
4	60日以上の継続入院治療を要した傷害	14	20	30
5	治療期間180日以上かつ治療実日数90日以上	8	12	18
6	治療期間90日以上かつ治療実日数45日以上	6	9	14
7	治療期間30日以上かつ治療実日数15日以上	4	6	10
8	治療期間15日以上かつ治療実日数7日以上	2	3	5
9	治療期間15日未満または治療実日数7日未満	1	2	3
交通遺児見舞金(交通遺児1人につき)		10	20	50

注1. 交通災害の程度が二つ以上の等級に該当するときは、そのうちの最上位の等級の見舞金をお支払いします。

注2. 義務教育終了前のお子さんのいる加入者の方が、交通事故で亡くなられたときは、交通遺児見舞金を共済見舞金に加えてお支払いします。

●申込み・詳細:交通災害共済窓口(内線3927(分庁舎A館2階))

